

## 1、基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。施設内における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2、虐待の定義

- ① 身体的虐待・・・高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

例) たたく・つねる・無理やり食事を口につめる・意図的に薬を過剰に服薬させる・部屋に閉じ込める・介護中に過失により利用者にけが（直ちに虐待とはならない）・利用者が転びそうだったが手を貸さなかった

- ② 心理的虐待・・・高齢者に対する著しい暴言または、著しく拒絶的な対応、その他の心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) 排泄等の失敗を人前で嘲笑したり、恥をかかせる行為・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・子供のように扱う・話しかけているのに意図的に無視する

- ③ 性的虐待・・・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例) 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・キス、性器への接触等のわいせつな行為・異性介助？（配慮が必要である）

- ④ 経済的虐待・・・養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する

- ⑤ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）・・・高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

例) 入浴しておらず異臭がする・髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない

### 3、虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、管理者が務める。
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師、介護支援専門員、介護員とする。
- (4) 委員会は、年 1 回以上、身体拘束廃止委員会とともに開催する。
- (5) 委員会の審議事項
  - 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
  - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
  - 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
  - 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
  - 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
  - 虐待発見時の対応に関すること。
  - その他人権侵害、虐待防止に関すること

### 4、虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する統括は介護事業部統括管理者が行う。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 5、虐待の早期発見等への対応

### (1)、虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。

なお、虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める必要があります。

### (2)、虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとします。

さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

## 6、職員等が留意すべき事項

職員等は、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

### (1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

### (2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりと思いつままないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、

職員同士で注意を促すこと。

- 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

## 7、情報の公開

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも掲載し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。